計

改正 認識基準の改正、検討 ス会計基準に伴う収益

ASBJ、リース会計専門委

専門委員会を開催した。 委員会は第117回リース会計 表示および注記 主な審議事項は次のとおり。 去る7月4日、企業会計基準

報ダイジェスト参照)に引き続 き、次の審議が行われた。 年7月20日号(№1650) 第482回親委員会(2022 情

事務局から、IFRS16号 借手の表示

が示された。 の区分を設けて表示するとの案 定資産に新しい「使用権資産 に対し、使用権資産について固 る方針が示され、すべての企業 「リース」と整合的なものとす

場合は、たとえば、次のいずれ かの表示方法にすることが提案 また、この案が支持されない

1 ぞれの資産に区分して表示 形固定資産かによって、それ していたと仮定した場合の表 対応する原資産を自ら所有 原資産が有形固定資産か無

示項目に含めて表示

ず、「新たな区分までは不要で き」といった意見が聞かれた。 は」、「①と②の選択適用にすべ 門委員からは賛成意見は聞かれ に賛成の意見も聞かれたが、専

IFRS16号と同様の開示目 借手の注記

的を定める案が示された。

案が示された。 法のすべてについても開示する 下の便法、5千米ドル以下の便 しい資産の便法、300万円以 額資産のリースは、重要性に乏 リースに係る費用を開示し、少 短期リースおよび少額資産の

同様、専門委員からも「重要性 うなのか」との意見が聞かれた。 るのに、それを開示するのはど が乏しいから簡便法を使ってい 前回親委員会の委員の意見と 貸手の表示・注記

FRS16号と同様の開示目的を を維持し、注記については、I 表示については、現行の定め

行われた。

前回の親委員会では事務局案

用することを(強制ではなく)

び設例10「ネットワーク・サー ギー・電力に関する契約」およ き、審議された。 は採り入れず、設例9「エネル

収益認識会計基準等の修正

収益認識会計基準等の修正につ いて、次の案が示された。 リース会計基準の改正に伴う

借手による無形固定資産のリー 貸手による知的財産のライセ スには、リース会計基準を適 計基準の範囲から除外し、収 益認識会計基準で処理する。 ンスの供与は、改正リース会

当面の会計上及び監査上の取扱 会報告19号「リース業における よいのでは」との意見が挙がった。 い」についても、改正の検討が 公表している、業種別監査委員 金融商品会計基準適用に関する また、日本公認会計士協会が 専門委員からは「貸手の取扱 容認するにとどめる。 借手と同様に容認規定で

いも、

定める案が示された。

IFRS16号の設例の取扱い

ビスに関する契約」を採り入れ る案が示された。 設例8「シャツに関する契約_ 第482回親委員会に引き続

今月の税務							
日 付	項目	備考・コメント					
8月10日(水)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和4年7月分)	① 源泉所得税には復興 特別所得税の額を含む。					
8月31日(水)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和4年6月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和4年5月期) 2カ月延長法人(令和4年4月期) ④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(6月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(3月、6月、9月、12月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・12月期) 法人税・消費税・地方消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(6月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(3月、9月、12月期)	②~⑦ 法人の事業年度 (課税期間)の終了日は 各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の 短縮特例は適用後2年間 継続が要件である。					

ピッチーSSBJ 「メント案提出に向け、 論

2号(以下、「S2基準案」と 準案」という) とIFRS S FRS S1号(以下、「S1基 ジェスト参照)に引き続き、 10日号(№1649)情報ダイ 立準備委員会(2022年7月 員会(SSBJ)は第1回会合 されたサステナビリティ基準委 いう)に対するコメント文案に を開催した。第10回SSBJ設 ついて審議が行われた。 去る7月7日、同1日に設置 I

S1基準案

る。 として次の3つを提案してい 際に検討すべき規準(criteria) 指針等そのものであり、その べき対象は外部組織が公表した 等について、ISSBが審議す て、外部の組織が公表する指針 事務局はコメント文案におい

- (b) (a) ナビリティ開示基準の目的に れる情報は、IFRSサステ 合致しているか 当該指針等に基づき提供さ 当該指針等に基づき提供さ
- れる情報は、S1基準案の付

ゕ゚ 的特性」を備えたものとなる ナビリティ関連財務情報の質 録こにおける「有用なサステ

いるか。 設定されており、 のデュー・プロセスは適切に 当該指針等を開発するため 遵守されて

かで、取引先のデータ開示が難 「守秘義務などとの関わりのな チェーンについて、委員からは ずは考えている」と回答した。 詳細を書かなくともよいと、ま 性を阻害するかもしれない。仮 に定めてしまうと、 なくてよい等とあまりに広範囲 上の秘密等を利用した開示をし なサステナビリティ情報。 に記載されているバリュー 見に対し、事務局は「事細かに れる必要はないのか」という意 満たさなかった場合の対応に触 しくなるのでは」、「極めて重要 また、質問5「報告企業 この点、委員からの「規準を 開示の実行 商業

ます。法的には自動車の売買契

約が成立したことになります。 契

いと思うでしょう。 く、他店から自動車を購入した Aとの契約に拘束されるのではな 主Bとしては、いつまでも販売店 車が大幅に遅れそうな場合、買 動車販売店Aの不手際でX車の納 束力が発生します。しかし、自 約が成立すれば、お互いに法的拘

のただし書きが追加されました。 た。2020年4月1日に施行さ が認められない」とされていまし りに軽微な不履行であれば、解除 ぎです。 最高裁の判例では「あま 属品のスペアキーがなかったという 定しています (31)。 もっとも、付 履行がなければ解除できる」と規 引渡し)を催告し、その期間内に 相当な期間を定めて履行(X車の 者の一方(販売店A)が債務を履行 は民法を指します)では、「当事 れた改正民法では、民法犸条に次 たけで解除まで認めるのは行き過 **ひない場合、相手方(買主B)が** そこで、民法(以下、条文番号

その契約及び取引上の社会通 た時における債務の不履行が ただし、その期間を経過し

すべき」との意見が聞かれ、 にそう定めるとしても限定的に

事



除

白川

敬

いて買主BがX車を注文したとし たとえば、自動車販売店Aにお

場合」、「特定の日や一定の期間内 られています。 たとえば、 「そも 催告なしで解除することができる リスマスケーキの注文など)」は、 合 そも契約の全部の履行が不能な がない場合は、催告をすることな 会を与えることが必要とされてい い」という通知)をして履行の機 日までにX車を引き渡してくださ 当期間を定めた催告」(例:「○ に履行されなければ意味のない場 て、債務者 (販売店A) に 「相 ず、まず債権者(買主B)におい として、いきなり契約を解除でき とされています (52)。 く、ただちに解除することが認め ます。ただし、催告をする意味 (例 : ウエディングドレスやク 債務の不履行があっても、

を返還するときは、販売店Aに対 ②)。他方、買主Bが「物」(X車) 買主Bに対し、受領時からの 銭」(代金)を返還するときは、 当事者は、互いに原状に戻す義務 し、その物から生じた「果実」(X を負います(54①)。販売店Aが「金 息」もつける必要があります(545 販売店A)、買主 (B) 等の各 契約が解除された場合、売主

念に照らして軽微であるとき は、この限りでない

車の使用利益 ニリース料相当額 を返還する必要があります(545

が原状回復義務を負う場合は、

当事者双方(販売店Aと買主B)

53)。 たとえば、契約の解除によっ 同時履行の関係に立ちます (54、

て、販売店Aが代金返還義務、

の履行を提供するまで、X車を返 リング・オフなど、 一定期間内に 還しない」と主張できます。 消費者が契約者の場合、 クー

負う場合、買主Bは「代金返還 買主BがX車返還義務をそれぞれ

です。 のため、契約書では相手方の信 です。継続的な契約の場合、「○ きる規定が設けられることが多い 用不安が生じた段階、具体的に り、契約を解除できません。そ 合に解除できる」旨の規定も重要 会的勢力であることが判明した場 こともあります。 カ月前に予告して解除できる」と 納処分」等があった場合に解除で え」、「破産の申立て」、「税金の滞 は「手形の不渡り」、「財産の差押 りますが、 法律上の原則としては れています。このような例外はあ 無条件で解除できる制度が設けら いう中途解約の条項が設けられる 「相手方の債務不履行」がない限 「相手方が反社

まえ、総合的に検討する」と回 務局は「多方面からの意見を踏

S2基準案

明記される等の変更があった。 が効率的かつ効果的である点が とから、これを基礎とすること かつ今後も拡大が見込まれるこ おいて利用が広がりつつあり、 のパートナーシップ)基準につ ンに係る排出については、PC る排出およびファシリテーショ ターにおけるファイナンスに係 なされた。たとえば、金融セク 容について、事務局より説明が いての取扱いに関して、実務に AF(金融向け炭素説明のため 前回の審議を踏まえた修正内

の両論を併記する形に修正され とすることが適切だという意見 という意見と、任意開示項目 示を要求することが適切である メートルトン当たりの価格の開 用いている、温室効果ガスの 業が自身の排出コストの評価に ては、該当がある場合には、 炭素価格の開示のあり方につい 意見が聞かれた21項(j)の内部 また、前回の委員会で異なる

ス』あるいは『戦略』のなかで 素価格については、『ガバナン この点、委員からは「内部炭

> といった意見のほか、「『戦略』 炭素価格そのものの開示は、事 その旨をしっかりコメントに記 との関係性が非常に強いので、 示要求事項とすべきではない_ というのは時期尚早であり、開 認識している。現時点での開示 おり、さまざまな問題があると 務局意見にも記載されていると

項目を記載すべき。特に、内部 載してほしい。意見が異なるの

められる予定。 での審議を踏まえて意見がまと ント提出期限に向けて、これま に開催される。7月29日のコメ

を得ない」との意見も聞かれた。 第2回会合は7月21日

であれば、両論併記にならざる られた。

次回、

計

会

SSBJの活動状況を報

-FASF、サステナビリティ基準諮問会議

ナビリティ基準諮問会議(以下、 機構内に設置されているサステ 本諮問会議」という)は、 主な審議事項は次のとおり。 ・回本諮問会議を開催した。 去る7月8日、財務会計基準 第

サステナビリティ基準諮問会

議の職務等の確認

段の意見は聞かれなかった。 財務会計基準機構定款」78条参 問会議の職務(「公益財団法人 確認が行われた。委員からは特 事務局から配布された、本諮 および運営要領についての

SSBJ設立準備委・SSB

B公開草案に対するコメント・ Jの活動状況 SSBJ委員長より、 I S S

> 次の9項目からなる「IISB を中心に説明がされた。 公開草案に対する予備的見解_ レター案の審議状況について、

1 グローバルな基準の開発

- 2 「グローバル・ベースライン」
- 等の参照 外部の組織が公表する指針
- 4 原則主義的な基準の開発
- (5) 重要性(Materiality)
- 報告企業
- 7 よび「同一期間」の報告) 報告頻度(「同時」の報告お
- 8 産業別開示要求
- スコープ3排出

諮問会議の機能として、 個別

されないことを明確にしてい

ず、公正価値測定において考慮 会計単位の一部とはみなされ の契約上の制限は、持分証券の 回は例外的に委員に意見が求め ントを求めることはないが、今 の公開草案に対して委員にコメ

今回の基準には含めず、当面 る見解だが、利用者としては同 タイミングで行うことを容認す 草案に対し、SSBJでは別の 時が望ましい」、「⑧について、

関連財務開示を財務諸表と同時 案」、「⑦で、サステナビリティ するバランスがよいコメント に報告するというISSB公開 委員からは、「各関係者に対

> る見解に賛成」などの意見が聞 テーマ別基準のみを定めるとす

かれた。

国際会計

公正価値 表—FASB |測定に関するASU、公

ピック82) ―契約上で売却制限 値測定」を公表した。 の対象となる持分証券の公正価 2022-03「公正価値測定(ト

計基準アップデート(ASU)

去る6月30日、FASBは会

る。

この改訂により、契約上の売

A S U の 概要

を考慮することを求めている。 業は資産または負債の公正価値 特性」を考慮する場合、報告企 却制限を含む資産または負債の 参加者が「資産または負債の売 を測定する場合にそれらの特性 現行のトピック82では、 市場

間などの情報の開示を求めてい 券の公正価値を基礎に測定され 却制限がある持分証券は、 却制限に関して内容や残りの期 ることが明確になった。 上の売却制限がない同じ持分証 また、ASUは、新たに、 売

適用される。 ビス―投資会社」の対象の投資 16日に開始する年度から適用さ 会社を除いて、 れ、早期適用は認められる。 また、トピック94「金融サー 本ASUは、2023年12月 将来に向かって

本ASUは、持分証券の売却

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

この「日間に五衣、五間これた柱柱民が主女仏院寺						
日付	法 規 等	出所	備考	掲載号		
2022年 7月1日	「法人税の重加算税の取扱いについて」等の一部改正(事務運営指針)	国税庁	連結納税制度からグループ通算制度への移行に伴い、所要の整備を図るもの。重加対象税額の計算にあたり必要となる「不正事実に基づく所得金額」について、当該通算法人の行為に係る不正事実に基づく所得金額をいうこと等が明記されている。 https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/hojin/kaisei/2206xx/01.htm			
2022年 7月8日	厚生労働省令104号 女性の職業生活における活躍の推 進に関する法律に基づく一般事業 主行動計画等に関する省令の一部 を改正する省令 他	厚労省	上場・非上場にかかわらず、常用労働者301人以上の事業主に、公布日以降に終了する事業年度の次の事業年度の開始日からおおむね3カ月以内に、直近の男女の賃金の差異の実績を公表することを義務づけるもの。あわせて告示(事業主行動計画策定指針)も改正されている。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26587.html	_		

自体景気回復にブレーキをかけ る急速な利上げペースは、それ ある。現在のFRBが採ってい 策を実行する、といったものが したうえで、9月から実際に政 引締め姿勢を緩める政策を示唆 のパウエルFRB議長の演説で し、8月のジャクソンホールで 国内のインフレはピークアウト を裏づける内容となっている。 用している強い金融引締め姿勢 はなく、むしろFRBが現在採 いては、景気減速を示すもので 市場の一部の見方として、米

ギャップがインフレ圧力を強める 果で、長期金利は上昇、 要因だが、人々がFRBの政策 議事要旨によると、供給制約 も下落で反応することとなった。 米国景気の強さを再認識する結 景気減速を示すものとはならず、 し、今回の雇用統計に関しては と強い総需要から生じる需給 た6月14、15日開催分の米連邦 公開市場委員会(FOMC)の これ以前7月6日に発表され 米国株

め加速に傾いているとみられる。 持といった政治的要素が強い。 ンフレ抑制にあることがわかる。

に転じるデータは少なく、引締 の中間選挙までバイデン政権のイ なるという。2%のインフレ目 方、経済環境をみても再び緩和 ンフレ抑制による政権支持率の維 FRBの関心が景気ではなくイ 加者の意見が述べられており、 セージを必要とするFOMC参 標を守るといった、より強いメッ FRBの金融政策は、今年秋

れ自体でインフレ抑制が困難に に懸念を持つようになれば、

独自

利上げ加速を示す米雇用統計

融

策に専念できるというわけであ その状態を維持できること、ま ともみられる。 首相が政権地盤を固め、 は選挙を心配することなく、政 あることにより、今から3年間 過半数を獲得し、あと3年間は 年秋、任期4年の衆議院選挙で と評価されている。 ではないか、という期待の表れ 積極的な政策展開に乗り出すの た、次回の参議院選挙まで3年 この選挙で圧勝した岸田首相 「黄金の3年間」 を確保した つまり、

る。 の、これまで一向に具体的なイ 田首相が主張する「新しい資本 されるとみられるが、まずは岸 首相就任当時、掲げていたもの 主義」の行方である。総裁選挙、 今後は憲法改正の議論が注目

政権

えるべき、とする意見もある。 けて行うことを具体的に打ち出 クスの経験でもわかるように、 は厳しい。しかし、アベノミ し、国民や株式市場の期待に応 「新しい資本主義」の実現に向 日本株式市場が直面する環境 今からでも、黄金の3年間に

証

の上昇だった。このデータにつ 上昇で、前年同月比では5・1% 6%の横ばいとなった。

平均時給は前月比0・3%の

を大幅に上回り、失業率は3・

人の増加で市場予想の25万人増

者数は、前月から3万2、000 発表された。非農業部門の就業 6月の米雇用統計が7月8日に で重要な手掛かりの1つである、 る米連邦準備制度理事会(FR

の今後の金融政策を占ううえ

広く世界の市場に影響を与え

参議院選挙で圧勝した岸田 の期待

ライチェーンの混乱などを主因 半期入りである。ウクライナ戦 晴れそうにない。 策がどう動くか、といった世界 制度理事会(FRB)の金融政 とする世界的なインフレの進 争、エネルギー・資源高、サプ の株式市場を覆う暗雲は一向に 行、それを踏まえた米連邦準備 7月から2022年も第3四 政権与党が予想を上回る圧勝を いうまでもなく、参議院選挙で

とは異なる好材料に恵まれた。 環境にあるが、ただ最近、 日本市場も各国と同様の市場

期的には米株価の支援材料、 期金利の低下要因となる。

るものだからだ。その場合、

短

能になると考えられる。 収めたことである。 直後の東京市場の株高は、岸田 は対照的に元気に跳ねた。 は他のアジア市場の弱い動きと 田首相は安定した政策展開が可 と、3分の2を確保できた。岸 前向きな勢力の議席を合わせる の単独過半数獲得、憲法改正に 選挙明けの日、 岸田首相は自ら率いる自民党 東京株式市場

メージが伝わってこない。

後の政治動向が注目される。

効果を与え得るものであり、 リーダーの決断は市場に相当な